

人事院、国家公務員月例給の改定見送り

人事院は28日、2020年度の国家公務員一般職の月給を改訂せず、前年度から据え置くことを国会と内閣に報告しました。月給は少額であっても14年度から6年連続で引き上げられており、据え置きは7年ぶりです。また、月例給の改定見送りは、特例法による賃金引き下げの期間を除けば、2008年の勧告に続く12年ぶりのものです。改定の見送りは、新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止や自然災害などにおいて、国民の命とくらしを守るため奮闘する公務員労働者の志気を失わせるに十分なものであるといわざるをえません。人事院が公務員の労働基本権の代償機関としての役割を果たさず、月例給の据え置く報告をしたことは、きわめて不十分な内容です。



○ 今回の報告のポイント

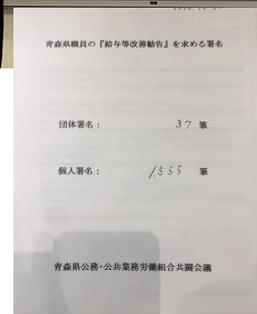
月例給の改定なし

民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

県人事委員会は11月上旬、同時勧告！

10月27日、青森県公務共闘として県人事委員会に給与等改善勧告を求める署名、団体37筆、個人1,555筆を提出し、人事委員会事務局長、委員長交渉に臨みました。コロナ禍のもと、例年2回に渡る交渉を今回は1回に縮小して行いました。通常、月例給と一時金を合わせて勧告していたものを国の人事院が一時金だけを先に勧告し、後で月例給を勧告するという点に対して、まず月例給ありきであるという点、一時金の削減ありきという点は認められない、と指摘しました。これに対して、熊地県人事委員長は、本県の勧告について、月例給・一時金を11月上旬に同時勧告する方向であると示しました。

また、一時金削減ありきの勧告は、この国難とも言うべき中で、私たち公務労働者が果たしてきたコロナ対策の役割の大きさと労苦を考えれば、到底受け入れられない。この働きに報いる賃金の改善勧告をお願いしたいと訴えました。



高教組速報

2020 No.8 2020.10.29

青森県高等学校・障害児学校教職員組合

e-mail: aokokyos@olive.ocn.ne.jp